

請願・陳情の提出方法

請願について

請願は憲法で保障された国民の権利の一つです。市政への意見や要望を請願書として議長あてに提出することができます。

請願書の提出には、市議会議員の紹介（議員の署名または記名押印）が必要です。

提出時期について

随時受付します。但し、直近の定例会（3月・6月・9月・12月）に上程し審議しますので、できれば各定例会の開会の2週間前までに提出願います。

陳情について

陳情も議会に対する住民の要望です。内容的に請願と異なるものではありませんが、提出には紹介議員を必要としません。

提出時期について

随時受付します。毎月10日を締切日として、直近の委員会（毎月開催）で審査します。

請願（陳情）の様式例

請願（陳情）書

	紹介議員	印
	について	
請願（陳情）理由		陳情書の場合は必要ありません。
請願（陳情）事項		
1 .	してもらいたい。	
2 .	してもらいたい。	
平成 年 月 日		
加古川市議会議長様		
	住所	個人印 を押印してください。
	氏名	印

請願（陳情）者が2人以上の場合は、代表者を決めてください。**〔住所・氏名は、請願（陳情）書の記載事項とともに公開となります〕**

詳しくは、加古川市議会事務局議事調査課（ダイヤル 079-427-9304）までお問い合わせください。